

リフォーム様式第1-5号(第31条関係)

秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
【 移住・定住世帯 (空き家購入型) 】

年 月 日

(あて先)秋田県知事

〒 _____
申請者 住所 _____
フリガナ _____
氏名 _____ 印 _____
(電話番号) _____

申請に関する問い合わせ先(どちらかに"○"をしてください。)

申請者・施工業者

次のとおり秋田県住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、平成31年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第31条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げを誓約します。

(選択欄は数字に"○"をしてください。)

1	住リ	空 家 ※1	【所有権移転年月日】 年 月 日			
			【購入先】 1. 不動産業者 2. 個人 3. その他()			
	宅オ	県外在住時の申請者の住所				
		県内への移住時期	年 月 日			
		住宅の所在地				
	のム	住宅の種類	1. 専用住宅 2. 併用住宅(用途:)			
		(併用住宅の場合)	住宅部分の面積 (車庫・物置除く)	m ²	併用部分の面積	m ²
	概を 行 要う	市町村の移住・定住世帯 リフォーム補助 ①	有・無	名称		
		要綱第29条に該当する住宅の状況調査の有無			有・無	
		住宅の状況調査費			円	
a 調査費補助申請額(調査費×3/10)【限度額10万円】 千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て			円			

2	工事費の内訳 (消費税含む)	A 全体工事費	円
		B 補助対象工事費	円
	工事費補助申請額(B×3/10)【限度額60万円】+a調査費補助 申請額(調査費×3/10)【限度額10万円】 千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て		円

※1 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅で、かつ、建築後10年を経過した住宅。(貸家を除く。)

3	工事内容等	工事内容(予定)	
		※具体的に記入してください。 ※増改築がある場合、面積を記入してください。	
		工事期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日

4	施工業者	本店所在地 (個人の場合は住所)	
		本店以外の所在地 (支店等の契約書記載の住所)	(必要に応じて記入)
		名称 (個人の場合は氏名)	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先(携帯など)	

※秋田県内に本店を有しない施工業者は補助対象外となります。
 ※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	①以外の補助金等の利用の有無 (予定)	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称	
---	---------------------	-------	-------------------	--

6	予補助金口座振込	金融機関名	
		支店名	
		預金種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座 ・ その他 ※○で囲んでください。
		口座名義カタカナ	
		口座番号	

※通帳の原本等で確認して記入してください。申請者名義の口座を記入してください。

【添付書類】(書類は整っていますか？□チェックしてください。)		チェック
(1) 住民票謄本(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)。ただし、従前の県外住所が記載されていない場合は併せて3年以内に県外からの移住であることが確認出来る公的書類写し(運転免許証等)		<input type="checkbox"/>
(2) 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)		<input type="checkbox"/>
(3) 購入した空き家の売買契約書の写し		<input type="checkbox"/>
(4) 空き家の証明書(様式4号) ※購入等前の空き家住宅の所有者等のもの		<input type="checkbox"/>
(5) 工事請負契約書又は請書の写し(契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付が記載され、収入印紙を貼っているもの)		<input type="checkbox"/>
(6) 工事内訳明細書の写し(数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。また、補助対象工事又は補助対象にならない工事がわかるようにマーキング等して下さい)		<input type="checkbox"/>
(7) 工事着手前の写真(住宅の外観全景写真及び工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。)		<input type="checkbox"/>
(8) 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上(車庫、物置の面積除く。)であることがわかる図面		<input type="checkbox"/>
(9) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面		<input type="checkbox"/>
(10) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>